

議案参考資料
令和8年6月定例会

市議第5号
市議第6号

宮津市議会委員会条例の一部改正について
宮津市議会会議規則の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

地方自治法の改正、総務省通知等を踏まえた標準会議規則等の改正に伴い、本市議会においても議会諸手続のデジタル化や、オンライン会議が開催できるよう所要の改正を行うもの。

また、議員定数の変更（14名→12名）に伴い、委員会人数及び動議の成立に必要な人数要件の改正を行うもの。

◆提案の概要

〔改正内容〕

○オンラインによる会議出席

対象の会議 各委員会、全員協議会 ※本会議のオンライン出席は不可
開催の要件 ・大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延により参集が困難な場合、
・その他必要と認める場合

○議会手続のデジタル化・オンライン化

文書、紙等で行う議会手続の一部についてオンライン手続を可能とするとともに、具体の提出等の方法が規定されていない手続についてもオンラインで可能とすることを明確にするもの。

・主な手続

議会に対する通知：議会及び委員会の議案提出、質問通告、欠席届、
請願の提出等
議会が行う通知：意見書提出、議事日程の配付等

○議員定数変更に伴う改正

・委員会人数の変更

総務文教委員会・産業建設福祉委員会：各7人→各6人
予算委員会：13人→11人 決算委員会：12人→10人

・動議等の成立に必要な人数の変更

修正動議：賛成者2人以上→1人以上
発言時間の異議等：4人以上→3人以上

※なお、可能規定であり、これまでどおりの紙での手続ができなくなるものではない。また、具体的にどの手続を認めるか、オンライン会議の方法等、詳細な運用については、別途運用マニュアルを策定予定。

◆施行日 公布の日 ※議員定数変更に伴う改正は令和8年7月10日から施行

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・総務省通知(R5.2月)：オンラインによる委員会出席は可能と見解
- ・地方自治法の改正(R5.5月公布)：議会手続きのデジタル化が可能に。
- ・全国市議会議長会が標準会議規則等を改正(R6.3月)
総務省通知、地方自治法の改正等を踏まえ、標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例を改正

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

議会運営の効率化
多様な議員人材の確保

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

●京都府北部各市の規定整備状況

オンライン会議開催：舞鶴市、福知山市、綾部市、京丹後市
いずれも規定整備済み
議会手続のデジタル化：舞鶴市のみ規定整備済み

担当課・係

添付資料

議事調査課 議事調査係 (45-1639)

・新旧対照表

宮津市議会委員会条例の一部改正について（案）

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。この場合において、第1号及び第2号の常任委員会が所管する事項には、第3号から第5号までの常任委員会が所管する事項は含まないものとする。</p> <p>(1) 総務文教委員会 <u>7人</u> 総務部、企画財政部、市民環境部、会計課及び教育委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 産業建設福祉委員会 <u>7人</u> 健康福祉部、産業経済部、建設部及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 予算委員会 <u>13人</u> 予算の議案等に関する事項</p> <p>(4) 決算委員会 <u>12人</u>（議員のうちから選任する監査委員を除く。） 決算の議案等に関する事項</p> <p>(5) 議会情報化委員会 7人 議会広報誌の編集及び発行に関する事項、議会広報の調査及び研究に関する事項並びに議会報告会に関する事項</p> <p>2 議員は、少なくとも前項第1号及び第2号の常任委員会のいずれか一の委員になるものとする。</p> <p>(招集)</p> <p>第15条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。この場合において、第1号及び第2号の常任委員会が所管する事項には、第3号から第5号までの常任委員会が所管する事項は含まないものとする。</p> <p>(1) 総務文教委員会 <u>6人</u> 総務部、企画財政部、市民環境部、会計課及び教育委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 産業建設福祉委員会 <u>6人</u> 健康福祉部、産業経済部、建設部及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 予算委員会 <u>11人</u> 予算の議案等に関する事項</p> <p>(4) 決算委員会 <u>10人</u>（議員のうちから選任する監査委員を除く。） 決算の議案等に関する事項</p> <p>(5) 議会情報化委員会 7人 議会広報誌の編集及び発行に関する事項、議会広報の調査及び研究に関する事項並びに議会報告会に関する事項</p> <p>2 議員は、少なくとも前項第1号及び第2号の常任委員会のいずれか一の委員になるものとする。</p> <p>(招集)</p> <p>第15条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招</p>

集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(新設)

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(公聴会開催の手続)

集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(委員会の開会方法の特例)

第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認める場合その他必要と認める場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下この条において「オンラインによる方法」という。)で、委員会を開くことができる。ただし、第20条(秘密会)第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(公聴会開催の手続)

第23条 (略)

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第26条 (略)

2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 (略)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提

第23条 (略)

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(公述人の発言)

第26条 (略)

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 (略)

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電

示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りではない。

(参考人)

第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第26条(公述人の発言)、第27条(委員と公述人の質疑)及び第28条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は記名押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りではない。

(参考人)

第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

4 参考人については、第26条(公述人の発言)、第27条(委員と公述人の質疑)及び第28条(代理人又は文書等による意見の陳述)の規定を準用する。

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

(削除)

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、令和8年7月10日から施行する。

宮津市議会会議規則の一部改正について（案）

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 委員会</p> <p> 第1節 総則(第90条—第94条)</p> <p> 第2節～第6節（略）</p> <p>第3章～第6章（略）</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場(第166条)</p> <p>第8章（略）</p> <p>第9章 補則(第168条)</p> <p> </p> <p>（会議時間）</p> <p>第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員<u>4人</u>以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。</p> <p>3～4（略）</p> <p> </p> <p>（修正の動議）</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては<u>2人</u>以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。</p> <p> </p> <p>（先決動議の表決の順序）</p> <p>第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合</p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 委員会</p> <p> 第1節 総則(第90条—第94条<u>の2</u>)</p> <p> 第2節～第6節（略）</p> <p>第3章～第6章（略）</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場(第166条・<u>第166条の2</u>)</p> <p>第8章（略）</p> <p>第9章 補則(<u>第167条の2</u>—168条)</p> <p> </p> <p>（会議時間）</p> <p>第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員<u>3人</u>以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。</p> <p>3～4（略）</p> <p> </p> <p>（修正の動議）</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては<u>1人</u>以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。</p> <p> </p> <p>（先決動議の表決の順序）</p> <p>第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合</p>

したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(発言時間の制限)

第57条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(起立による表決)

第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員4人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。

したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(発言時間の制限)

第57条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(起立による表決)

第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。

異議がないと認めるときは、議長は、可否の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

- 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。
- 3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第2章 委員会

第1節 総則

(定足数に関する措置)

- 第94条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。
- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。
 - 3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

(新設)

異議がないと認めるときは、議長は、可否の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

- 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。
- 3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第2章 委員会

第1節 総則

(定足数に関する措置)

- 第94条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。
- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。
 - 3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第4節 発言

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員」という。)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(新設)

(委員長の発言)

第118条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(新設)

(発言の取消し又は訂正)

第124条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又

第7節 発言

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員」という。)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員長の発言)

第118条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

(発言の取消し又は訂正)

第124条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、

は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第126条 1～5 (略)

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

第6節 表決

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

第3章 請願

(紹介議員の委員会出席)

第142条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

(新設)

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第126条 1～5 (略)

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

第6節 表決

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第3章 請願

(紹介議員の委員会出席)

第142条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第166条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を次のとおり設ける。

(表：略)

2～4 (略)

(新設)

第9章 補則

(新設)

第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第166条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を次のとおり設ける。

(表：略)

2～4 (略)

(協議等の場の開催方法の特例)

第166条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延によりその構成員が開会場所に参集することが困難と認める場合その他必要と認める場合には、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第9章 補則

(電子情報処理組織による通知等)

第167条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（（日程の作成及び配布））、第66条（（答弁書の配布））、第86条（（会議録の配布））、第125条（（答弁書の配布））、第140条（（請願文書表の作成及び配布））第1項及び第141条（（請願の委員会付託））第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定さ

れているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による作成等)

第167条の3 この規則の規定（第28条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))第1項（第74条((選挙規定の準用))において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

(会議規則の疑義に対する措置)

第168条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

(会議規則の疑義に対する措置)

第168条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条第2項ただし書、第17条、第18条ただし書、第35条ただし書、第57条第2項、第70条第2項、第71条第1項、第76条ただし書及び第77条第2項ただし書の改正規定は、令和8年7月10日から施行する。

議案参考資料
令和8年6月定例会

市議第7号	宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	------------------------------------	----	-------

<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 議会基本条例の理念及び宮津市特別職報酬等審議会からの附帯意見を踏まえ、疾病等により長期間にわたり議会の会議等に出席できない場合の議員報酬及び期末手当について、減額措置を講じるもの。</p> <p>◆提案の概要 〔改正内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員報酬 議員が疾病その他の理由により、市議会の会議等（本会議、委員会等）を長期間欠席した場合に、その期間に応じ次の割合を減額する。 <table border="1" data-bbox="197 687 600 903"> <thead> <tr> <th>長期欠席期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>91日～180日</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>181日～365日</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>366日～730日</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>731日～</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 期末手当 期末手当の基準日以前6カ月間に議員報酬の減額がある場合に、その長期欠席の期間に応じ次の割合を減額する。 <table border="1" data-bbox="197 1054 600 1270"> <thead> <tr> <th>長期欠席期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>91日～180日</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>181日～365日</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>366日～730日</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>731日～</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆施行日 公布の日</p>	長期欠席期間	割合	91日～180日	20%	181日～365日	30%	366日～730日	50%	731日～	100%	長期欠席期間	割合	91日～180日	20%	181日～365日	30%	366日～730日	50%	731日～	100%	<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮津市特別職報酬等審議会から答申に際しての附帯意見【R7.11】 (議員が長期にわたり欠席された場合の報酬のあり方を検討されたい。) 議会運営委員会での検討【R8.1～】 <p>【市民参加の状況】</p> <p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円</p> <p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国の市の状況（全国市議会議長会の実態調査：R6年末時点） 疾病や自己都合等による長期欠席の報酬減額措置を規定しているのは 220市／全国815市 割合27.0% 京都府内の市では初めて。 <table border="1" data-bbox="1176 1347 2101 1473"> <tr> <th>担当課・係</th> <th>添付資料</th> </tr> <tr> <td>議事調査課 議事調査係（45-1639）</td> <td>・新旧対照表</td> </tr> </table>	担当課・係	添付資料	議事調査課 議事調査係（45-1639）	・新旧対照表
長期欠席期間	割合																								
91日～180日	20%																								
181日～365日	30%																								
366日～730日	50%																								
731日～	100%																								
長期欠席期間	割合																								
91日～180日	20%																								
181日～365日	30%																								
366日～730日	50%																								
731日～	100%																								
担当課・係	添付資料																								
議事調査課 議事調査係（45-1639）	・新旧対照表																								

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（案）

新 旧 対 照 表											
現 行	改 正 案										
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議員の議員報酬は、次のとおりとする。 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第4条の2 (略)</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議員の議員報酬は、次のとおりとする。 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p><u>第4条の3 第2条の規定にかかわらず、議員が疾病その他の理由により、宮津市議会の定例会、臨時会及び委員会並びに宮津市議会会議規則(昭和42年議会規則第1号)第166条に規定する協議等の場、同規則第167条に規定する議員の派遣及び同規則第106条に規定する委員の派遣(以下「市議会の会議等」という。)を長期間欠席したときの議員報酬は、第2条に規定するその職に応じた議員報酬の月額から、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等を継続して欠席している状態である期間(同日後に初めて市議会の会議等に出席した前日を終期とする。以下「長期欠席期間」という。)の区分に応じ、次の表に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">長期欠席期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>90日を超え180日以下であるとき。</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の20</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>180日を超え365日以下であるとき。</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の30</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>365日を超え730日以下であるとき。</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の50</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>730日を超えるとき。</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の100</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 前項の規定により議員報酬を減額する期間は、長期欠席期間が90日を超える日の属する月(以下この項において「減額開始月」という。)から長期欠席期間の末日の属する月までとする。この場合において、議員資格を失い減額開始月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は適用しない。</u></p>	長期欠席期間	割合	<u>90日を超え180日以下であるとき。</u>	<u>100分の20</u>	<u>180日を超え365日以下であるとき。</u>	<u>100分の30</u>	<u>365日を超え730日以下であるとき。</u>	<u>100分の50</u>	<u>730日を超えるとき。</u>	<u>100分の100</u>
長期欠席期間	割合										
<u>90日を超え180日以下であるとき。</u>	<u>100分の20</u>										
<u>180日を超え365日以下であるとき。</u>	<u>100分の30</u>										
<u>365日を超え730日以下であるとき。</u>	<u>100分の50</u>										
<u>730日を超えるとき。</u>	<u>100分の100</u>										

現 行

改 正 案

(期末手当)
 第6条 議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、退職、失職、死亡又は解散等により議員の職を離れた者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても同様とする。
 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、議員の職を離れた日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に、市長等の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
 3 (略)
 4 (略)
 5 (略)

3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額される月(以下「減額月」という。)の初日から末日までの間に減額割合が異なる場合の議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割りにより計算した額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減額する。この場合において、日割りによる当該議員報酬の額の調整は、日割り計算をすべき月の翌月に支給する議員報酬で調整し支給することができる。

(期末手当)
 第6条 議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、退職、失職、死亡又は解散等により議員の職を離れた者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても同様とする。
 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、議員の職を離れた日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に、市長等の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第6条の2 前条第2項の規定にかかわらず、基準日以前6箇月以内の期間において、議員報酬の減額月があるときの期末手当の額は、前条第2項に規定するその職に応じた期末手当の額から、当該額に当該基準日以前6箇月以内の期間が該当する長期欠席期間の区分に応じ次の表に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

長期欠席期間	割合
<u>90日を超え180日以下であるとき。</u>	<u>100分の20</u>
<u>180日を超え365日以下であるとき。</u>	<u>100分の30</u>
<u>365日を超え730日以下であるとき。</u>	<u>100分の50</u>
<u>730日を超えるとき。</u>	<u>100分の100</u>

現 行	改 正 案
<p>(議員報酬等の支給期日等) 第7条 (略)</p> <p>(委任) 第8条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置) 2 この条例の施行の際現に議員が疾病その他の理由により、市議会の会議等を欠席している場合における改正後の第4条の3第1項及び第6条の2の規定による長期欠席期間については、この条例の施行の日から起算するものとする。</p>	<p>(適用除外) 第7条 <u>次に掲げる事由により議員が市議会の会議等を長期間欠席したときは、第4条の3及び前条の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和52年条例第22号)に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害</u></p> <p><u>(2) 出産(宮津市議会会議規則第2条第2項に規定する期間の範囲内)</u></p> <p><u>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により就業制限を受けた場合</u></p> <p><u>(4) その他議長がやむを得ないと認める場合</u></p> <p>(議員報酬等の支給期日等) 第8条 (略)</p> <p>(委任) 第9条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日) 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>(経過措置) 2 <u>この条例の施行の際現に議員が疾病その他の理由により、市議会の会議等を欠席している場合における改正後の第4条の3第1項及び第6条の2の規定による長期欠席期間については、この条例の施行の日から起算するものとする。</u></p>